

## 目次

第1条	規約の適用	2
第2条	規約の提示および変更	2
第3条	用語の定義	2
第4条	サービスの種類	2
第5条	契約の条件	2
第6条	発注の方法	2
第7条	発注の承諾	3
第8条	契約の成立	3
第9条	サービスの納入	3
第10条	商品の不具合・不適合	3
第11条	アカウント	4
第12条	氏名などの変更の届出	4
第13条	禁止行為	4
第14条	権利義務の譲渡	5
第15条	危険負担	5
第16条	所有権移転	5
第17条	サービスの利用料金	5
第18条	商品代金・利用料金の支払い	6
第19条	知的財産権	6
第20条	ソフトウェア	6
第21条	品質	6
第22条	補償	6
第23条	損害賠償責任	6
第24条	製造物責任	7
第25条	輸出	7
第26条	不可抗力免責	7
第27条	契約期間	7
第28条	サービスの停止	7
第29条	解除	8
第30条	プライバシーポリシー	8
第31条	利用管理	8
第32条	反社会的勢力の排除	8
第33条	分離可能性	9
第34条	存続条項	9
第35条	合意管轄	9

## ReCotto-Aqua リモート給餌管理サービス利用規約

### 第1条 規約の適用

株式会社マイステア（以下、「当社」といいます）は、当社の販売代理店である株式会社 SEAGATE（以下、「販売代理店」といいます）が販売する ReCotto-Aqua リモート給餌管理サービス（以下、「本サービス」といいます）に関する規約を以下の通り定めます。お客様が本サービスを利用する場合は、本規約が適用されるものとします。

### 第2条 規約の提示および変更

当社は、本規約を販売代理店経由で書面もしくは電子メールで提示、もしくは当社が運営するウェブサイトに掲示することとします。また、当社は、本規約を変更することがあります。係る変更を実施する場合、当社は、変更後の内容を販売代理店経由で書面もしくは電子メール、もしくは当社が運営するウェブサイトで事前に通知または周知するものとし、当該通知または周知時に定める期間の経過後から適用されるものとします。

### 第3条 用語の定義

本規約においては次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1. 本サービス： 販売代理店が販売する ReCotto-Aqua リモート給餌管理サービス
2. 通信ゲートウェイ： 本規約に基づき販売代理店が販売する無線送受信装置（型式：R-G01）  
LTE 網を介して給餌コントローラ群とクラウドサーバとを接続する装置
3. 給餌コントローラ： 本規約に基づき販売代理店が販売するセンサ付無線送受信装置（型式：R-SN01）  
ならびに給餌制御装置（型式：R-CT01）  
センサ付無線送受信装置は、通信ゲートウェイと Mesh 通信し、センシングデータの送信  
ならびにクラウドサーバからの指示により給餌制御装置を管理・制御
4. SIM カード： 本サービスに係る契約に基づいて本サービスを提供するために当社がお客様に貸与する  
LTE 網に接続するためのデバイス

### 第4条 サービスの種類

ReCotto-Aqua リモート給餌管理サービスには次の種類があります。なお、サービスは今後追加される場合があります。サービスが追加される場合は本利用規約を都度更新します。

1. LTE 網と接続する 1 台の通信ゲートウェイから複数の給餌コントローラを管理できる IoT サービス

### 第5条 契約の条件

本サービスの申込条件は以下の通りとします。

1. 日本国内の法人のお客様であること
2. 「本規約」および「本サービスに係る当社所定の利用条件」「その他遵守事項」のすべてに同意いただけること
3. 本サービスを日本国内で利用すること

### 第6条 発注の方法

販売代理店より本サービスの購入を希望するお客様は、本規約に同意した上で、別途定める手続きに従って発注（以下、「発注」といいます）を行うものとします。

## 第7条 発注の承諾

1. 販売代理店は、お客様に対して、お客様が本サービスの購入にあたり負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるかを当社が判断するために必要な情報の提供を求めることがあります。
2. 当社は、次に掲げる事由に該当すると判断する場合を除き当該発注を承諾します。
  - (1) お客様が本規約上の債務の履行を怠る恐れがあるとき
  - (2) お客様に対する本サービスの提供により、当社または他のお客様の信用もしくは利益を損なう恐れがあるとき
  - (3) お客様に対する本サービスの提供により、当社もしくは第三者の知的財産権、所有権、その他の権利を害する恐れがあるとき
  - (4) お客様に当社との信頼関係を著しく損なう行為があったとき、またはお客様もしくはその役員等が反社会的勢力に該当するとき
  - (5) 当社がお客様との契約を解除したことがあるとき
  - (6) お客様が当社に対し虚偽の事実を通知したとき
  - (7) お客様が本サービスを購入する意思がない、もしくは本サービスを適切に利用する意思が無いと当社が認めたとき
3. 当社は、前項の規定にかかわらず、本サービスを構成する通信ゲートウェイもしくは給餌コントローラの在庫が無いときは、その発注の承諾を延期することがあります。

## 第8条 契約の成立

本契約は、販売代理店経由で当社が発注をうけた後、5 営業日以内に販売代理店を通じて発注を承諾しない旨の通知を行わなかった場合は、お客様と当社の間で契約が成立するものとします。

## 第9条 サービスの納入

1. 販売代理店は、販売代理店が指定する運送業者によって本サービスを構成する装置（通信ゲートウェイ・給餌コントローラの何れか、もしくは全部）と SIM カード（以下、あわせて「商品」といいます）を納入します。なお、お客様が複数のサービスを同時に発注された場合、販売代理店はその裁量により、当該発注にかかる商品が全て発送できる状態になってから発送することができるものとします。
2. 販売代理店は、商品の発送日または到着日をお客様にお知らせすることがありますが、当該発送日または到着日は目安であり、法的拘束力を持つものではありません。

## 第10条 商品の不具合・不適合

1. 当社または販売代理店は、お客様が、本サービスを構成する商品が納入された日から 14 日以内に当社または販売代理店の責に帰すべき事由による不具合ないし契約内容への不適合（以下、「契約不適合等」といいます）を発見し当社または販売代理店に通知した場合に限り、当社または販売代理店の選択により、代替品との交換、もしくは本サービス代金の返金および装置の返却を行うものとします。
2. お客様が本サービスの利用を開始した後、契約期間内に、本サービスを構成する装置（通信ゲートウェイ／給餌コントローラ）の故障が発生した場合、下記項目に該当する場合を除き、契約が成立した日から 1 年以内に限り、故障した対象装置を無償で交換いたします。
  - (1) お客様が第 13 条各号のいずれかに該当する行為を行っていた場合
  - (2) 対象装置のラベルが剥離されていた場合
  - (3) 火災・落雷などによる故障・破損

3. 本規約の他の条項にかかわらず、当社または販売代理店が本サービス契約不適合等につき負う責任は本条に定めるものに限られるものとします。

#### 第11条 アカウント

1. 当社は販売代理店を通じて、お客様に対して、ReCotto-Aqua リモート給餌管理サービスを利用するために、当社が別途定める方法によりアカウント（以下、アカウントといいます）を発行します。
2. 当社は、当社の義務の遂行上やむを得ない理由があるときは、ReCotto-Aqua リモート給餌管理サービスのアカウント情報を変更することがあります。
3. お客様は、アカウント情報の管理責任を負うものとします。なお、ReCotto-Aqua リモート給餌管理サービスのアカウントを用いて行われた行為は全てお客様によって行われたものとして取り扱われるものとします。
4. お客様は、アカウント情報が盗用されまたは盗用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社または販売代理店にその旨を連絡するとともに、当社または販売代理店からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当社および販売代理店は ReCotto-Aqua リモート給餌管理サービスのアカウントの盗用によるお客様の損害またはお客様が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。

#### 第12条 氏名などの変更の届出

1. お客様は、法人名称、主たる事業所の所在地および代表者の氏名、電子メールアドレス、請求書の送付先、その他の当社が指定する事項に変更があったとき、またはかかる変更の予定を認識したときは、販売代理店に対し直ちに当該変更の内容について通知するものとします。
2. 前項の通知があったときは、販売代理店にその届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。お客様が第 1 項に規定する変更を販売代理店に届け出ないときは、当社または販売代理店がお客様から届出を受けている法人名称、所在地、代表者への郵送あるいは電子メールアドレスへの電子メールの送信を行った場合は、当該通知はお客様に対して有効に行われたものとみなします。

#### 第13条 禁止行為

本規約において定めるものに加え、お客様は次の各号に掲げる行為を行うことはできません。

- (1) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置への違反
- (2) 公の秩序または善良の良俗を害すること
- (3) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力をすること
- (4) 犯罪による収益の移転行為およびこれを助長、幫助等すること
- (5) 第三者へのなりすまし、または意図的に虚偽の情報を送信すること
- (6) 購入する意図なく商品の購入を申し込むこと
- (7) 正当な理由なく本サービスに係る商品を受け取らない もしくは受け取った後にサービスの利用を開始（アクティベート）しないこと
- (8) 正当な理由なく本サービスに係る商品の返品等を行うこと
- (9) 自己取引、関係者内での内部取引、架空取引をすること
- (10) 当社、その他第三者の権利を侵害すること
- (11) 不正アクセス行為、またはこれを助長する行為をすること
- (12) 本サービスに係るウェブサイトの誤動作を誘引すること
- (13) 本サービスに係るウェブサイトが通常意図しないバグを利用する動作を生じさせ、または、通常意図しない効果を及

ばす外部ツールの利用、作成、または配布をすること

- (14) 当社のサーバー、コンピュータ等に過度の負担をかけること
- (15) 当社、その他第三者にコンピュータウイルス等の有害なプログラムを送信し、または流布すること
- (16) 本サービスに係るウェブサイトの運営を妨げること
- (17) 本サービスに係る商品のリバースエンジニアリングその他解析行為を行うこと
- (18) 本サービスに係る商品のソフトウェアを改ざんすること
- (19) 本サービスに係り当社がお客様に貸与する SIM カード以外の SIM カードを使用すること
- (20) 本サービスに係り当社がお客様に貸与する SIM カードを本サービス以外の用途に使用すること
- (21) 本サービスの取扱説明書の記載事項に違反すること
- (22) 不正な目的をもって、本サービスに係るウェブサイトを利用すること
- (23) 本サービスに係る商品を第三者に転売・貸与等すること
- (24) 事前に当社の承諾なく第三者にアカウントを利用させること
- (25) その他当社が不適切と判断する行為をすること

#### 第14条 権利義務の譲渡

1. お客様は、事前に当社の書面による承諾を得ない限り、本契約により生じる権利義務の全部または一部を、第三者に譲渡し、承継させまたは担保に供することはできないものとします。
2. 当社は、(a)合併、買収、または当社資産の全部もしくは大部分の売却に関連する場合、または、(b)当社のいずれかの関連会社を相手先とする場合、もしくは企業組織再編成の一環として行う場合には、お客様の同意なくして、本契約上の地位を第三者に譲渡することができるものとします。係る譲渡がなされた時点で、譲受人は、本契約の当事者として当社に代わるものとみなされ、当社は本契約に基づき履行すべきすべての義務および責務から完全に免れるものとします。前記に従うことを条件として、本契約は両当事者ならびに各々の許可された承継人および譲受人を拘束し、それらの者の利益のために効力を有するものとします。

#### 第15条 危険負担

納入前に生じた商品の滅失、毀損、変質その他一切の損害は、お客様の責に帰すべきものを除いて当社または販売代理店の負担とし、納入後に生じた商品の滅失、毀損、変質その他一切の損害は、当社または販売代理店の責に帰すべきものを除いてお客様の負担とします。

#### 第16条 所有権移転

本サービスを構成する販売代理店が販売する装置（通信ゲートウェイ・給餌コントローラの一部もしくは全部）の所有権は、お客様が本サービスに係る初期費用を支払ったときに当社からお客様に移転します。

- なお、通信ゲートウェイ内の SIM カードは貸与品であり、本サービスの契約を終了する際には、契約終了日から 30 日以内に当該 SIM カードを当社指定の宛先までご返却いただきます。破損ない状態で返却があった場合に契約時にデポジットいただきました 3,000 円（税抜）を返金いたします。

#### 第17条 サービスの利用料金

1. 販売代理店は本サービスの利用料金を、販売代理店からお客様に見積書（サービス内容、契約数、利用料金、契約期間等の利用契約の具体的内容について記載があるものをいいます）にて提示します。
2. 利用料金に含まれる関係費用の変動（資材費の高騰など）または経済情勢等の変動により利用料金を改定すること

とがあります。

#### 第18条 商品代金・利用料金の支払い

1. お客様は、本サービスの商品代金（初期設定・手数料・デポジットを含む）、およびサービス利用の対価として利用料金を負担するものとし、商品代金・利用料金およびこれにかかる消費税相当額を販売代理店が指定する日までに、販売代理店が指定する方法により支払うものとし、振込手数料など支払に必要な費用はお客様の負担とします。また、利用料金については日割り計算を行わないものとし、
2. 商品代金は、本サービスの契約成立日に支払い義務が発生するものとし、
3. 利用料金は、本サービスの契約成立日の翌月から支払い義務が発生し、日割り計算は行わないものとし、
4. お客様は、本サービスの利用料金、その他の本契約に基づく支払債務について支払期日を経過してもなお支払いをしなかった場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとし、

#### 第19条 知的財産権

1. 本サービスに関する知的財産権は、当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本サービスの利用契約の成立によりお客様に権利が帰属するものではありません。
2. お客様は、いかなる理由によっても当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為（リバースエンジニアリングなど）を行わないものとし、

#### 第20条 ソフトウェア

本サービスを構成するソフトウェアは、お客様に予告なく変更・更新されることがあります。

#### 第21条 品質

1. 当社は本サービスの内容・品質・水準、サービスの安定的な提供を目指しますが、それを保証するものではありません。
2. 当社および販売代理店は、お客様に対し、本規約に明示的に定める場合を除き、本サービスに関して、商品性および特定目的との合致性に関する保証ならびに第三者の権利の非侵害の保証を含め、いかなる保証責任および契約不適合責任も負いません。
3. 本サービス提供における、不正確、不適切、不明瞭な内容、表現、行為などにより、お客様および第三者に対して直接的または間接的な損害が生じた場合であっても、当社および販売代理店は、当該損害について一切責任を負いません。
4. 当社は、本サービスについての説明、本サービスの活用方法、または本サービスに係るウェブサイトもしくはドキュメント類のその他のコンテンツが、正確である、完全である、信頼性がある、最新のものである、または誤りがないことを保証しません。

#### 第22条 補償

お客様は、本契約に違反したことにより当社または販売代理店に損害を与えた場合には、本規約に別途定める場合を除き、当該義務違反により相手方が被った損害を賠償する責任を負うものとし、

#### 第23条 損害賠償責任

1. 当社もしくは販売代理店の責に帰すべき事由が生じ、お客様が本サービスを正常に利用できなくなったときは、当社または販売代理店は、その費用を負担し、その復旧に努めるものとし、
2. 当社および販売代理店は、本サービスが使用する SORACOM や Amazon Web Services（AWS）等の通信およびク

クラウドサービスの故障・障害などに起因した利用障害が発生した場合、前項に定めるところを除き、お客様の営業上の損害その他一切の損害につき、なんら損害賠償の責を負わないものとします。

3. 事由の如何を問わず、当社または販売代理店がお客様に対して損害賠償責任を負う場合、お客様が販売代理店から購入し販売代理店に対し現実に支払ったサービスの価格の内、当該損害の発生から直近1年分価格の合計額を上限とします。また、当社または販売代理店が賠償責任を負う範囲は、通常かつ直接の損害に限られるものとし、間接損害、特別損害（当事者がその事情を予見すべきであった損害）、付随的損害、逸失利益について、当社または販売代理店は責任を負わないものとします。

#### 第24条 製造物責任

当社または販売代理店、およびお客様は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、速やかに相手方に対し通知し、必要な情報を提供するものとします。

- (1) 商品に「製造物責任法」第2条第2項に定める欠陥（以下、「欠陥」という）が発見されたとき
- (2) 商品の使用者その他第三者から商品の欠陥に関する損害賠償の請求を受け、または訴訟を提起されたとき
- (3) 前各号に該当する恐れのあるとき

#### 第25条 輸出

お客様が本サービスに係る商品を日本国外に輸出することを禁止します。

#### 第26条 不可抗力免責

当社および販売代理店は、天災地変、戦争、暴動、内乱、テロ、ストライキ、放火、輸送機関・通信回線の事故・サイバーテロ等により利用困難、電力供給の逼迫、法令の制定・改廃その他当社および販売代理店の責に帰することができない不可抗力による本サービスの全部または一部の履行遅滞および履行不能についてその責任を負いません。

#### 第27条 契約期間

1. 契約期間は以下の通りとします。  
開始日：第8条に定める本契約成立の日  
終了日：本契約成立日の翌月から1年経過した日
2. 前項の期間満了の1カ月前までに、お客様が、更新しない旨の通知を販売代理店に対して書面または電子メールにより行わない限り、利用契約は同一の条件をもって更新されます。この場合の更新期間は1年とし、その後も同様とします。
3. 契約期間中においてお客様が契約を終了したい場合、契約終了日の1カ月前までに、お客様が、契約を終了する旨の通知を販売代理店に対して書面または電子メールにより行うことで、契約の終了が可能です。

#### 第28条 サービスの停止

1. 当社は、お客様が第13条各号のいずれかに該当する行為を行ったとき、または以下の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの全部または一部の提供を停止または中止することができるものとします。その場合は、お客様に事前またはやむを得ない場合は事後に通知します。
  - (1) 本サービスに係るコンピュータシステムの点検または保守作業を行う場合
  - (2) 本サービスが利用するSORACOMやAmazon Web Services（AWS）等の通信およびクラウドサービスの故障・障害などに起因した利用障害が発生した場合

- (3) 本サービスが利用する SORACOM や Amazon Web Services (AWS) 等のサービスが中止された場合
  - (4) お客様が、本サービスの代金、その他の本契約に基づく支払債務について支払期日を経過してもなお支払いをしなかった場合、もしくは本規約に違反した場合
  - (5) コンピュータシステム、通信回線等が事故により停止した場合
  - (6) 第 26 条に定める不可抗力が生じた場合
  - (7) その他、当社が停止または中止を必要と判断した場合
2. 当社は、やむを得ない事由により本サービスの提供を終了することができます。この場合、当社はお客様に事前に通知するものとします。
  3. 当社は、本条に基づき当社が行った措置によりお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。

## 第29条 解除

1. 当社または販売代理店は、お客様が次の各号の事項のいずれかに該当するときは、何ら催促を要せず、ただちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。
  - (1) 本契約に違反し、当社または販売代理店から相当の期間を定めた催促を受けたにもかかわらず、期間内にその違反を是正できなかったとき
  - (2) 正当な事由なく期間内に本契約に基づく債務を履行する見込みがないとき
  - (3) 天災地変その他不可抗力により本契約に基づく債務の履行が困難となったとき
  - (4) 差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立を受けたとき、租税滞納処分を受けたとき、破産・民事再生手続もしくは会社更生法手続開始の申立があったとき、またはこれらと同等の恐れが生じたとき
  - (5) 監督官庁より営業の取消し、または停止等の処分を受けたとき
  - (6) 当社またはその関連会社を含む第三者に重大な危害または損害を及ぼしたとき
  - (7) その他、本契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき
2. お客様は、経営状態に著しい変動を来したとき（前項第 3 号から第 5 号までに該当するとき等）、または来す恐れのあるときは直ちに当社または販売代理店に通知するものとします。
3. お客様は、自らが本条第 1 項各号（但し第 3 号を除く）に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本契約に基づき負担する一切の債務につき、当然に期限の利益を失い、残債務を直ちに当社または販売代理店に支払うものとします。

## 第30条 プライバシーポリシー

当社および販売代理店は、お客様に関する個人情報の取り扱いに関する方針を定め、これを当社が運営するウェブサイト、または販売代理店のウェブサイトにおいて公表します。

## 第31条 利用管理

当社は、サービス向上のため本サービスで取得したデータを利用することがあります。

## 第32条 反社会的勢力の排除

1. お客様と当社または販売代理店は、自己が反社会的勢力（「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」において、暴力、威力または詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である旨定められている「反社会的勢力」、以下同じとします）に該当しないことを表明および保証し、現在および将来において反社会的勢力に該当しないことを確約するものとします。
2. お客様と当社または販売代理店が、相手方が第 1 項の規定に反すると疑う事実のあるときは、相手方に対し当該事項



に関する報告を求めることができ、報告を求められた相手方は指定された期日までに報告書を提出するものとします。

3. お客様と当社または販売代理店は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、即時本契約を解除し、解除によって生じた損害を相手方に請求できるものとします。

(1) 第1項の表明、保証または確約に反し、または反すると疑うに足る相当の理由があるとき

(2) 第2項の規定に反して報告書を提出せず、または虚偽の記載をした報告書を提出したとき

### 第33条 分離可能性

本規約のいずれかの条項が何等かの理由により無効、または執行不能とされた場合であっても、本規約の他の条項が無効、または執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとします。

### 第34条 存続条項

本規約の規定は、本サービス提供期間終了後も第18条、第19条、第21条、第22条、第23条、第25条、第31条、第35条はなお有効とします。

### 第35条 合意管轄

本規約に起因し、または関連する一切の紛争については、熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。